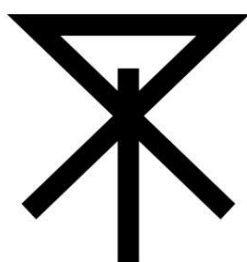


大阪市コンプライアンス白書

～信頼される市政に向けて～

《令和5年度版》

Ⅱ 資料編



大 阪 市

資料編 目次

資料 1	公益通報制度の運用状況	資 1
資料 2	行政対象暴力対応研修 実施状況	資 4
資料 3	大阪市行政対象暴力対策連絡協議会の体制	資 5
資料 4	大阪市行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・ 契約部会・生活保護部会開催状況	資 6
資料 5	公の施設一覧表	資 7
資料 6	コンプライアンス事業 体系イメージ図	資 8
資料 7	職員に対するコンプライアンスアンケートの結果	資 9

○公益通報制度の運用状況（令和５年度）

1 受付件数

622件（うち顕名による通報265件）

2 受付状況

（単位：件）

区 分	内部受付窓口	外部受付窓口	合 計
面 会	149	—	149
電 話	109	—	109
郵 便	64	19	83
フ ァ ク シ ミ リ	24	3	27
ホームページ・メール	120	134	254
合 計	466	156	622

（注）内部受付窓口の件数は、大阪市の担当部署（総務局監察部監察課及び各区役所、局等のコンプライアンス担当）が受け付けたものである。

外部受付窓口の件数は、大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）が受け付けたものである。（下記３についても同じ。）

3 関係所属別通報件数

（単位：件）

所 属	内部受付窓口	外部受付窓口	合 計
教 育 委 員 会 事 務 局	55	23	78
総 務 局	47	18	65
福 祉 局	48	12	60
建 設 局	39	13	52
平 野 区 役 所	36	3	39
都 市 整 備 局	27	3	30
消 防 局	21	8	29
環 境 局	21	7	28
天 王 寺 区 役 所	21	5	26
健 康 局	22	4	26
そ の 他 の 局 等	111	37	148
そ の 他 の 区 役 所	162	28	190
分 類 で き な い も の	57	27	84
合 計	667	188	855

（注１）委員会に関する通報は「総務局」に含めている。

（注２）１件の通報で複数の区役所、局等に関係するものがあるため、受付件数とは一致しない。

（注３）「分類できないもの」とは、通報内容がいずれの所属にも関係しないものや、本市職員等に関する事実ではないもの等が含まれる。

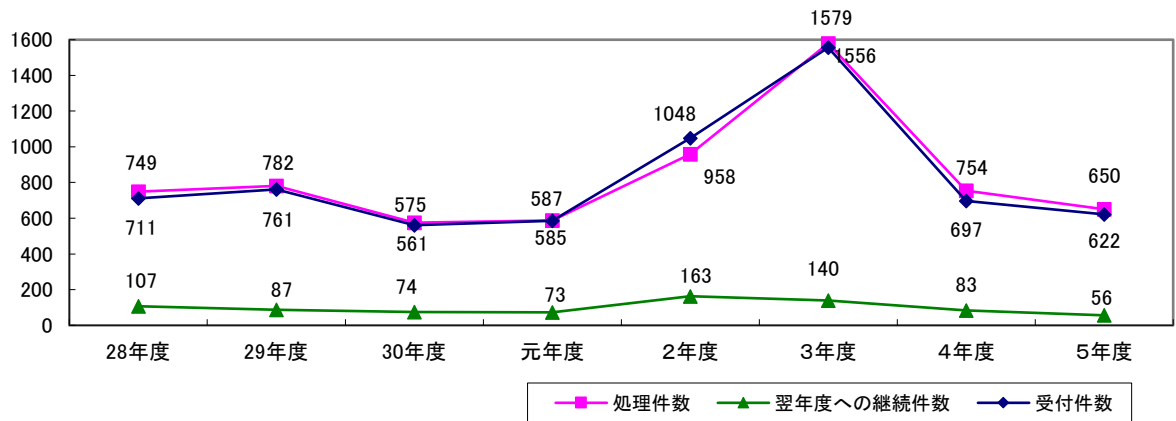
4 処理状況

(単位：件)

(1) 公益通報に係る処理状況		
	ア 令和5年度に継続されたもの	83
	イ 令和5年度に受け付けたもの	622
	ウ 受け付けた通報はないが、調査を実施することとしたもの	1
	エ 令和5年度において処理したもの	650
	(ア) 委員会が、本市の機関に対して是正等の措置を勧告したもの	0
	(イ) 委員会が、本市の機関に対して意見書を提出したもの	0
	(ウ) 調査の結果、違法又は不適正な事実が認められたもの	23
	(エ) 調査の結果、違法又は不適正な事実が認められなかったもの	48
	(オ) 公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの	579
	オ 翌年度に継続するもの	56
(2) 不利益取扱いに係る申出処理状況		
	ア 令和5年度に継続されたもの	2
	イ 令和5年度に受け付けたもの	1
	ウ 令和5年度において処理したもの	3
	(ア) 調査の結果、不利益な取扱いが認められなかったもの	2
	(イ) 公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの	1
	エ 翌年度に継続するもの	0

※是正等の措置の勧告：職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）第9条第1項及び第2項に基づくもの
意見書：条例第24条第1項に基づくもの
不利益取扱いに係る申出：条例第12条第1項に基づくもの

通報案件処理件数等の推移



5 違法又は不適正な事実が認められたもの（上記４（１）エ（ウ））の例

	認定事実	関係所属
ア	休日出勤の申し出を承認しなかったにもかかわらず、休日に勤務をさせていた上、超過勤務手当が支払われていなかった。（違法：労働基準法第 37 条違反）	阿倍野 区役所
イ	庁内情報ネットワークにおける自身の I D 及びパスワードを他の職員に伝え、使用させていた。（不適正：大阪市情報セキュリティ対策基準「10 人的セキュリティ」違反。なお、項番は調査当時のもの。）	

（注）いずれの事項も関係所属において是正等の措置がとられている。

6 大阪市公正職務審査委員会の状況

・委員会委員（令和５年度）

委員長 針原 祥次 [弁護士]
委員長代理 岩井 正彦 [公認会計士]

（第１部会）

第１部会長 入江 寛 [弁護士]
第１部会長代理 原 繭子 [公認会計士]
金井 美智子 [弁護士]

（第２部会）

第２部会長 針原 祥次 [弁護士]
第２部会長代理 岩井 正彦 [公認会計士]
林 尚美 [弁護士]

・委員会及び部会の開催状況

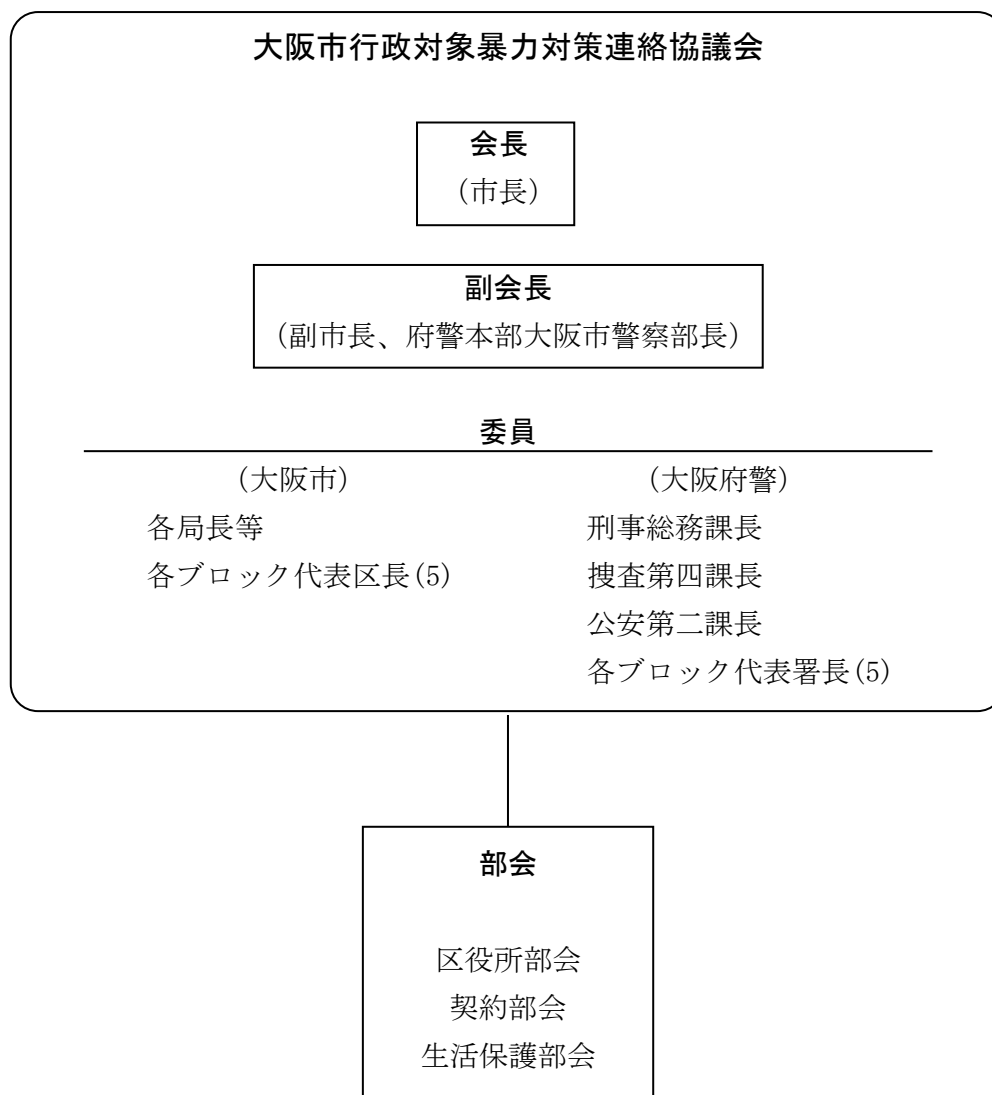
開催回数 53 回
審議時間 128 時間

○行政対象暴力対応研修 実施状況（令和5年度）

回次	開催日時	対象の区役所・局等	参加人数
1	8月4日 14:15~17:15	都市整備局	11名
2	8月7日 14:15~17:15	北区役所、総務局、都市交通局、市民局、計画調整局、福祉局	25名
3	8月10日 14:15~17:15	財政局	21名
4	8月17日 14:15~17:15	此花区役所、東淀川区役所、環境局	19名
5	8月24日 14:15~17:15	西淀川区役所	19名
6	8月31日 14:15~17:15	建設局	28名
7	9月26日 14:15~17:15	中央区役所、西区役所、浪速区役所、阿倍野区役所	18名
8	9月29日 14:15~17:15	消防局	35名
9	10月2日 14:15~17:15	契約管財局	23名
10	10月3日 14:15~17:15	契約管財局	28名
11	10月6日 14:15~17:15	契約管財局	25名
12	10月12日 14:15~17:15	健康局	21名
13	10月26日 14:15~17:15	城東区役所	12名
14	10月27日 14:15~17:15	西成区役所	15名
15	10月30日 14:15~17:15	西成区役所	10名
16	10月31日 14:15~17:15	契約管財局	23名
17	11月1日 14:15~17:15	大阪港湾局	28名
18	11月8日 14:15~17:15	住之江区役所	24名
19	11月13日 14:15~17:15	財政局	17名
20	11月15日 14:15~17:15	港区役所、東成区役所、鶴見区役所、東淀川区役所	18名
21	12月13日 14:15~17:15	東住吉区役所	13名
22	2月1日 14:15~17:15	平野区役所	16名

合計22回 449名

○大阪市行政対象暴力対策連絡協議会の体制（令和 5 年度）



○大阪市行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会 開催状況（令和５年度）

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
東成区役所	7月11日	東成区役所 別棟301会議室	20名	・東成警察署より、暴力団等の動向と対処について説明
都島区役所	7月19日	都島区役所 第1会議室	24名	・不当要求対策についてのDVD視聴 ・都島警察署刑事課長から暴力団等の反社会的勢力の情勢や対策等について、最近の動向の説明
東淀川区役所	8月24日	東淀川区民ホール (東淀川区役所3階)	28名	・委員紹介、会議の目的等について説明 ・東淀川警察署刑事課長からの講話
住之江区役所	10月25日	住之江会館 2階 大会議室	15名	・住之江警察署刑事課長から最近の動向の説明
住吉区役所	12月20日	住吉区役所4階 第4・5会議室	30名	・部会長あいさつ(住吉区長) ・行政対象暴力に関する講演(住吉警察署刑事課暴力犯係) ・質疑等
平野区役所	1月22日	平野区役所 2階 集団検診室	22名	・平野警察署刑事課長から、最近の暴力団の状況等及び不当要求対策について事案の紹介や対処法等について、DVD視聴を交えて講演 ・会場参加とWEB参加の併用で実施
天王寺区役所	2月9日	天王寺区役所 3階講堂	26名	・天王寺警察署刑事課暴力犯係長から区内の犯罪状況および行政対象暴力の現状と対策について説明 ・意見等なし

○大阪市行政対象暴力対策連絡協議会契約部会 開催状況（令和５年度）

開催日	議 題
	開催なし

○大阪市行政対象暴力対策連絡協議会生活保護部会 開催状況（令和５年度）

開催日	議 題
	開催なし

○公の施設一覧表

〔対象となる公の施設〕

原則として、事前に使用許可申請を要する宿泊施設、飲食施設、スポーツ施設、文化施設、貸館施設、斎場等

〔暴力団の利益となる使用の例〕

- ・ 斎場における暴力団幹部等の組葬
- ・ 暴力団組長の襲名披露パーティー
- ・ 暴力団幹部等の出所祝い
- ・ 暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベント
- ・ 暴力団員らによる慰安旅行の宿泊、宴会
- ・ 暴力団員らによるソフトボール大会等の行事
- ・ 暴力団主催による暴対法対策、資金源獲得その他公序良俗に反する会議

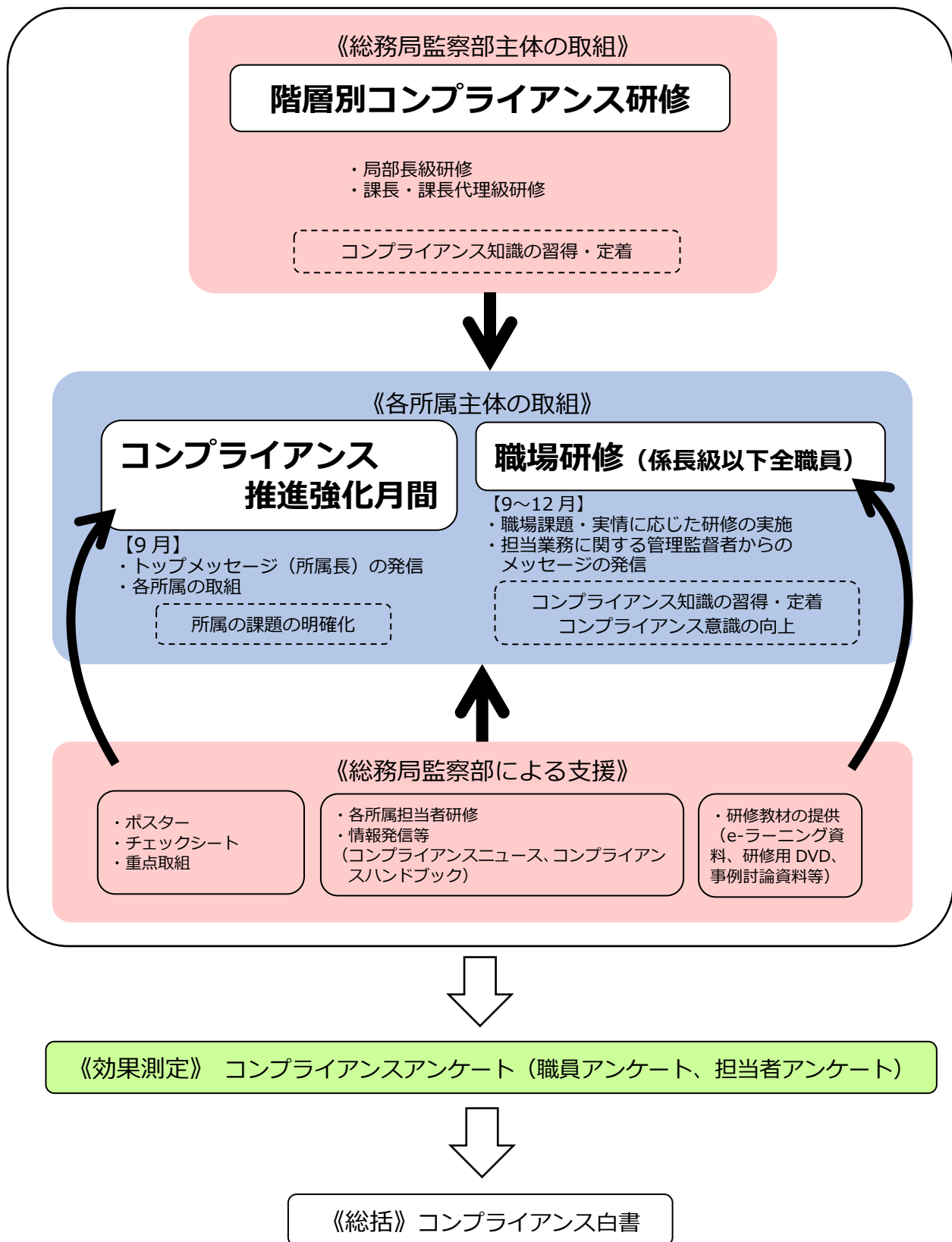
所管局	施設名	対象施設数
経済戦略局〔68施設〕	中央公会堂	1
	芸術創造館	1
	こども本の森 中之島	1
	長居陸上競技場 他	15
	中央体育館 他	27
	修道館	1
	扇町プール 他	21
	大阪産業創造館	1
市民局〔38施設〕	北区民センター 他	33
	男女共同参画センター中央館 他	5
福祉局〔34施設〕	長居障がい者スポーツセンター 他	2
	北区北老人福祉センター 他	26
	西成市民館	1
	社会福祉センター	1
	早川福祉会館	1
	社会福祉研修・情報センター	1
	大阪市立此花作業指導所	1
	大阪市立敷津浦学園	1
こども青少年局〔5施設〕	こども文化センター	1
	青少年センター	1
	愛光会館	1
	長居ユースホテル	1
	信太山青少年野外活動センター	1
環境局〔17施設〕	葬祭場 他	6
	西三国センター 他	8
	此花屋内プール 他	3
都市整備局〔1施設〕	住まい情報センター	1
建設局〔1,046施設〕	慶沢園 他 ※	1,046
大阪港湾局〔357施設〕	天保山岸壁 他	354
	コスモスクエア海浜緑地 他	3
教育委員会事務局〔5施設〕	大阪城音楽堂	1
	総合生涯学習センター 他	3
	クラフトパーク	1
消防局〔1施設〕	阿倍野防災センター	1

※慶沢園他計1,046施設には、物品販売、集会その他の行為許可の対象となる都市公園を含む。
※上記対象施設は令和6年4月1日時点のもの。

10局 32条例 1,572施設

(令和5年度排除実績：0件、0名)

○コンプライアンス事業 体系イメージ図



○職員に対するコンプライアンスアンケートの結果

資料 7

令和5年度コンプライアンスアンケート結果

○アンケートの概要			
(1) 対象者	全職員（IR推進局及び大阪都市計画局職員を除く）		
(2) 実施時期	令和5年11月30日～令和6年1月19日		
(3) 実施方法	eラーニングシステム及びアンケート用紙等配付により実施		
(4) 回答者数	23,565 名		

※1 一部質問に回答していない職員がいるため、各質問の回答数は必ずしも回答者数と一致する訳ではありません。
※2 一部質問については、※1及び四捨五入により合計が100%になっていません。

【質問1】あなたは、大阪市職員に求められる「コンプライアンス」という言葉の意味をどのように理解していますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
法令を守ること。	1,364	5.8%	5.9%
法令等をしっかり守ることを基本とし、全体の奉仕者として、法令の奥にある市民の要請を理解し、これに応えていくこと。	22,174	94.1%	94.0%
わからない。	27	0.1%	0.1%

※大阪市職員に求められるコンプライアンスとは、「法令等をしっかり守ることを基本とし、「全体の奉仕者」として、法令の奥にある「市民の要請を理解し、これに応えていくこと」も含んで考えます。

【質問2】あなたは、日々の業務を執行するにあたって、「コンプライアンス」を意識していますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
意識している。	23,470	99.6%	99.5%
意識していない。	94	0.4%	0.4%

<例>
・法律・条例・要綱等を意識している
・「業務マニュアル」・「作業手順書」等の仕事における「ルール」を意識している
・その他、仕事や社会の「ルール」を意識している
・担当業務を理解し、市民に適切に説明するようにしている など

【質問3】あなたは、日々の業務を執行するにあたって、適切に行えているか、日常的にチェックを行っていますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
行っている。	22,988	97.6%	97.8%
行っていない。	574	2.4%	2.1%

<例>
・日々の業務の執行にあたり、マニュアル・手順書・チェックリスト等を活用している
・スケジュール表を活用して、業務の進捗管理を行っている
・業務日誌・日報等による作業状況のチェックを行っている
・その他、通常業務の中でチェックを行っている など

【質問4】あなたは、本市で発生しているコンプライアンス違反事例を知っていますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
知っている	22,626	96.0%	96.0%
知らない	937	4.0%	3.9%

【質問5】あなたは、あなたの直属の上司が日々の業務において「コンプライアンス」を意識していると思いますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
そう思う。	23,086	98.0%	98.1%
そう思わない。	477	2.0%	1.9%

<例>

- ・法律・条例・要綱等を意識している
- ・「業務マニュアル」・「作業手順書」等の仕事における「ルール」を意識している
- ・その他、仕事や社会の「ルール」を意識している
- ・担当業務を理解し、市民に適切に説明するようにしている など

【質問6】あなたは、あなたの上司から「コンプライアンス」に関する考えや方針をきいたことがありますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
ある。	22,256	94.4%	94.8%
ない。	1,302	5.5%	5.2%

<例>

- ・コンプライアンス推進強化月間における所属長メッセージ
- ・「職場コンプライアンス研修」における管理監督者からのメッセージ
- ・職場の朝礼、ミーティングにおける上司の発言
- ・その他、業務等における上司の発言 など

【質問7】あなたは、あなたの職場でコンプライアンス違反又はそのおそれが生じた場合、その情報が上司に迅速に伝わると思いますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
そう思う。	22,561	95.7%	96.3%
そう思わない。	997	4.2%	3.7%

【質問8】あなたは、あなたの職場で職務に関して、自由に意見が言えますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
おおむね自由に意見が言える。	22,381	95.0%	95.1%
自由に意見が言えない。	1,174	5.0%	4.9%

【質問9】質問8で「自由に意見が言えない。」を選択した理由について、あてはまる選択肢を選んでください。
(複数回答可)

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
意見を言うことで他の職員からのいやみや圧力があり、仕事ができなくなるため。	799	68.1%	64.9%
職場に、意見を言ったり聞いてもらえるような雰囲気や機会がないため。	707	60.2%	64.0%
意見を言っても採用してもらえず、言ってもしかたがないと思うため。	710	60.5%	56.7%
職場内に相談できる人がいないため。	331	28.2%	28.0%
意見を言うと、自分の仕事が増えるため。	274	23.3%	21.6%
仕事に関して前向きになれず、自分から意見を言うつもりがないため。	214	18.2%	17.2%

【質問10】選択肢以外の「その他の理由」がある場合は、入力してください(自由記述)。

・役職・職種等の立場の違いから意見が言いにくい。 ・職場の風通しがよくない。 ・業務繁忙で意見を言う機会がない。 ・自身の業務に関する経験が少ない。 ・仕事に対する意欲が低下している。
--

【質問11】「公益通報制度」は、本市職員のコンプライアンス意識の向上に役立っていると思いますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
役立っている。	19,229	81.6%	83.4%
役立っていない。	2,857	12.1%	11.0%
その制度・取組を知らない。	1,477	6.3%	5.6%

【質問12】公益通報のどのような点が役立っている(役立っていない)と思いますか。

・公益通報制度があることがコンプライアンス違反に対する抑止力として役立っている。 ・市民の目を意識することで緊張感を持って業務にあたるため、コンプライアンス意識の向上に役立っている。 ・職場で自由に意見が言えない場合等に、匿名で通報できる制度があることが役立っている。 ・苦情相談や誹謗中傷を内容とする通報等、制度目的から外れた利用があり、役立っているとは言えない。 ・法令違反等の抑止にはつながるが、コンプライアンス意識の向上につながっているのか判断ができない。
--

【質問13】「コンプライアンス研修」は、本市職員のコンプライアンス意識の向上に役立っていると思いますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
役立っている。	22,372	94.9%	95.7%
役立っていない。	1,037	4.4%	3.9%
その制度・取組を知らない。	153	0.6%	0.5%

【質問14】コンプライアンス研修のどのような点が役立っている(役立っていない)と思いますか。

・定期的に研修を実施することで、コンプライアンス意識の定着につながっている。 ・研修がコンプライアンスの重要性について再認識するための良い機会となっている。 ・繰り返しの研修の中でも新たな気づきがあり、コンプライアンスの意識の向上につながっている。 ・研修を通じてコンプライアンス違反事例を知ることで、業務を振り返るきっかけとなっている。 ・同じような研修内容で形骸化してしまっていて、役立っているとは言えない。
--

【質問15】「コンプライアンス推進強化月間」は、本市職員のコンプライアンス意識の向上に役立っていると思いますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
役立っている。	20,379	86.5%	87.4%
役立っていない。	2,695	11.4%	10.5%
その制度・取組を知らない。	488	2.1%	2.1%

【質問16】コンプライアンス推進月間のどのような点が役立っている(役立っていない)と思いますか。

・定期的に実施することにより、コンプライアンスの意識づけに役立っている。 ・強化月間があることにより、コンプライアンスについて再認識するきっかけとなっている。 ・所属長メッセージの発信など組織全体での取組がコンプライアンス意識の向上につながっている。 ・強化月間に限らず常にコンプライアンスは意識するものであるので、強化月間が必要とは言えない。 ・形骸化してきているため、コンプライアンス意識の向上に役立っているとは言えない。

【質問17】「コンプライアンス・ニュース」は、本市職員のコンプライアンス意識の向上に役立っていると思いますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
役立っている。	21,070	89.4%	90.5%
役立っていない。	1,638	7.0%	6.0%
その制度・取組を知らない。	854	3.6%	3.4%

【質問18】コンプライアンス・ニュースのどのような点が役立っている（役立っていない）と思いますか。

・コンプライアンス違反事例を知ること、自身の業務のコンプライアンスについて再確認する機会とできる。 ・新しい情報を得ることが新たな気づきにつながり、コンプライアンス意識の向上に役立っている。 ・定期的な配信により、コンプライアンスについて理解が深まり、意識付けにつながっている。 ・業務繁忙の部署等では時間をかけて読むことも難しいため、役立っているとは言えない。 ・メールで配信されるが、多数の業務メール等に埋もれてしまい、必ずしも閲覧されているとは言えない。
--

【質問19】「コンプライアンスハンドブック」は、本市職員のコンプライアンス意識の向上に役立っていると思いますか。

回答	回答数	割合	令和4年度 割合
役立っている。	19,109	81.1%	83.0%
役立っていない。	2,251	9.6%	8.7%
その制度・取組を知らない。	2,199	9.3%	8.2%

【質問20】コンプライアンスハンドブックのどのような点が役立っている（役立っていない）と思いますか。

・コンプライアンスに関して確認したいときに見返すことで、理解を深めることに役立っている。 ・コンプライアンスについて基本的知識を得ることができ、コンプライアンス意識の向上につながっている。 ・研修でコンプライアンスハンドブックについて学んだが、それ以外にあまり見る機会がない。 ・あまり活用できていないので、活用方法等を検討する必要があるのではないかな。
--